

諮問庁：文化庁長官

諮問日：平成28年2月26日（平成28年（行情）諮問第194号）

答申日：平成28年7月4日（平成28年度（行情）答申第172号）

事件名：特定個人の海外研修に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月11日付け27受庁文第732号により文化庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

法5条1号、2号イに該当しない。

面談記録がないとするならば、提出された文書の検分をしていないことになる。

本人との面談記録の作成は、文化庁職員の義務である。

海外研修の機会を、公平に各芸術家に提供すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 不服申立てに係る行政文書等について

本件不服申立てに係る行政文書は、新進芸術家海外研修制度（以下「研修制度」という。）特定研修員の海外研修に係る文書一式（作品評価、作品コピー、特定研修員との面談記録を含む）である。

本件対象文書につき、法5条1号及び2号イの不開示に該当することから不開示としたところ、異議申立人から、当該文書の開示を求める旨の異議申立てがされたところである。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書には、開示請求に係る情報が記載されているところであるが、これらについては、以下に掲げる理由から法5条1号及び2号イに該当する。

(1) 法5条1号該当性について

「個人に関する情報」とは、個人の思想、信条、身体、地位、学歴、健康状態、所得その他個人との関連性を有する全ての情報を意味しており、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報なども含まれている。

本件対象文書の、特定研修員の写真、筆跡、個人印影、生年月日、年齢、国籍、本籍地、勤務先又は学校名、所属団体、現住所、電話、携帯電話、eメールアドレス、最終学歴、資格、語学レベル、健康状態、既往歴、配偶者の有無、扶養家族、経歴、主たる指導者の氏名、推薦者の氏名、共同作業者の氏名、写真撮影者の氏名、個人の容貌が撮影された写真については、個人の情報であって特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法5条1号の不開示情報に該当するものとして、当該部分を不開示としている。

(2) 法5条2号イ該当性について

「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」のうち、その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的価値、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報となっている。

本件対象文書には、特定研修員が派遣されている研修施設を特定できる情報（施設名、所在地、電話番号、URL、主たる指導者の氏名、施設の概要）について、審査以外に知ることができない研修先の法人に関する情報であって、公にすることにより、国外から受け入れた研修生への問い合わせ等で、本来集中すべき研修を阻害されることや、研修施設の窓口業務に負担を与える等の影響があることは、研修遂行の責任を負った海外施設にとっては許容できない問題であり、日本の信用に傷がつくものとなる。当然ながら当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものであり、法5条2号イの不開示情報に該当するものとして、当該部分を不開示としている。

(3) 本事業の面接審査については、複数の審査委員の合議において進められている。面接態度や自己表現能力等、面談の発言記録だけでは測れない部分も含んだうえで公正に実施されており、面談記録を作成したことはない。よって特定研修員との面談記録については、作成・保有していないため、不開示としている。

3 原処分にあたっての考え方について

本件対象文書に当たる研修制度は、我が国の新進の芸術家、アートマネージメント担当者、学芸員及び評論家等が、その専門分野について海外において実践的に研修するための渡航費及び滞在費を支援することにより、将来の我が国の文化芸術振興を担い、国際的に活躍する人材を育成することを目的としている。

そのため、本事業への申請は、申請者自らが個人情報を記載したうえで、個人独自の研修計画を提出している。その申請書に基づいて審査をしているものである。そのため、全ての情報は、個人情報と関連するものであると考えるが、本件においては、開示可能な部分についてはできるだけ開示をしている。

ただし、不開示部分までも行政文書として開示することが可能であるということであれば、個人情報及び研修計画が公開されることになり、今後申請書に記載する事項について、個人情報の記載はできなくなってしまう。本事業は個人の資質や将来性を判断するもので、個人の経歴や今後の研修計画について把握できなければ、審査における正確な判断ができなくなり事業の遂行が不可能である。これまで実施していた事業の円滑な実施が妨げられることになる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月14日 審議
- ④ 同年6月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書）を特定し、その一部（別表の1欄に掲げる不開示部分①ないし不開示部分④）について、別表の2欄に掲げるとおり、法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

異議申立人は、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであり、また、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性及び本件対象文書の特定の妥当性について検討

する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、研修制度において作成等する文書について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

(ア) 研修制度は、(i) 短期研修(約1か月程度)及び(ii) 1年研修、2年研修、3年研修、特別研修及び高校生研修(以下、併せて「長期研修」という。)があり、申請者が提出した資料(以下「申請資料」という。)を基に審査(書面審査)(長期研修にあつては書面審査に加え面接審査)を行った上で採択者を決定している。

(イ) 申請資料は、(i) 短期研修にあつては、様式①(申込書)、様式②(経歴書)、様式③(研修計画書、調査研究計画書又は活動計画書のうち活動の内容に応じていずれか一つ)、受入承諾書又は招へい状(写し及び日本語訳)のいずれか及び添付資料(映像資料等)、(ii) 長期研修にあつては、申込書、経歴書、研修計画書、推薦書、受入承諾書(写し及び日本語訳)及び作品資料添付(映像資料等)となっており、さらに、(i) 短期研修に採択された者は、研修等終了後に報告書を、(ii) 長期研修に採択された者は、研修を開始する前に申請資料の研修計画書と異なる研修計画書(以下「長期研修計画書」という。)及び研修期間中定期的に研修状況報告書をそれぞれ提出することになっている。

なお、文化庁では長期研修の採択者に対し、大使館・領事館宛ての文書及び在外研修生の証明書(以下、併せて「証明書等」という。)を交付している。

イ 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、いずれも特定研修員の研修に係るものであり、文書1は、(i) 特定年度A短期研修の申請資料、審査に係る文書及び報告書、また、文書2は、(ii) 特定年度B長期研修の申請資料、審査に係る文書、長期研修計画書及び証明書等であると認められ、不開示部分①ないし不開示部分④が不開示とされていることが認められる。

ウ なお、本件対象文書に記載されている情報のうち、別紙の3に掲げる(1)ないし(4)部分が黒塗りされ隠されているが、当該部分は、一部開示決定通知書(原処分)の「2 不開示とした部分とその理由」に記載がないことから、原処分において不開示とされた情報に該当しないので、以下の検討対象からは除外することとする。

(2) 不開示情報該当性について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分①ないし不

開示部分④を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、
諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分③に記載されている情報は、いずれも特定研修員の法5条1号の不開示情報に該当する。

(イ) 不開示部分②及び不開示部分④に記載されている情報は、いずれも特定研修員の研修先施設に係るものであり、これを公にした場合、研修先施設の窓口への問合せ、いたずら及び偽計に使用され業務に支障を来し、研修先施設の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

(ウ) 文化庁では、短期研修採択者の「分野、氏名、研修区分、対象分野及び研修先の国・地域」、長期研修採択者の「研修期間、分野、氏名、専門分野及び研修先の国・都市」の情報をホームページにおいて公表しているが、不開示部分①ないし不開示部分④に記載されている情報を公にしたという事実はない。

以上のことから不開示部分①ないし不開示部分④を不開示としたことは妥当であると考える。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえて検討を行う。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分③について

当該不開示部分に記載されている情報は、いずれも法5条1号本文前段に規定する、特定研修員の個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報に該当すると認められる。

諮問庁は、当該不開示部分に記載されている情報を公にしておらず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存せず、既に個人識別部分である氏名が開示されていることから、法6条2項の部分開示の余地はない。

したがって、不開示部分①及び不開示部分③は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 不開示部分②及び不開示部分④について

当該不開示部分に記載されている情報は、いずれも特定研修員の研修先施設に係る法5条2号の法人等に関する情報であることが認められる。

当該不開示部分に記載されている情報を公にしておらず、これを公にすることにより、研修先施設の窓口への問合せ、いたずら及び偽計に使用され業務に支障を来し、研修先施設の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分②及び不開示部分④は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 異議申立人の主張は、長期研修の研修員を選考するに当たって行われている「面接審査の記録」が本件対象文書の外にあるはずである、というものと考えられる。

イ 面接審査を行うに当たっては、原処分において特定した文書2中の「特定年度B新進芸術家海外研修制度(特定分野)2次(面接)選考審査表」(以下「面接審査表」という。)を作成したものの、面接後の選考審査はホワイトボードを用いて行うことにしていたため、面接審査表に評価等を記載することはなかった。また、ホワイトボードに記載した内容は文書にして記録しなかった。

ウ 以上のことから、文化庁では「面接審査の記録」を保有していない。

(2) 「面接審査の記録」を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文化庁において、「面接審査の記録」を保有しているとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、文化庁において、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

- 1 本件請求文書
特定研修員の海外研修に係る文書一式（作品評価，作品コピー，特定研修員との面談記録を含む。）

- 2 本件対象文書
文書1 特定研修員の特定年度A文化庁新進芸術家海外研修制度（短期研修）に係る文書
文書2 特定研修員の特定年度B文化庁新進芸術家海外研修制度に係る文書

- 3 原処分において不開示とされた情報に該当しない部分
 - （1）文書1中の特定年度A新進芸術家海外研修制度（短期研修・美術，メディア芸術）事前審査表の特定研修員に係る不開示部分を除く黒塗り部分
 - （2）文書1中の特定年度A新進芸術家海外研修制度（短期・前期）合否一覧の黒塗り部分
 - （3）文書2中の特定年度B新進芸術家海外研修制度（美術B）審査表（審査番号順）の黒塗り部分
 - （4）文書2中の特定年度B新進芸術家海外研修制度（美術B分野）（面接）選考審査表の黒塗り部分

別表（原処分において不開示とされた部分及び根拠条文）

1 原処分において不開示とされた部分	2 根拠条文
<p>文書 1</p> <p>不開示部分①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定研修員の顔写真，印影，生年月日，年齢，本籍地，連絡先（勤務先又は学校名，現住所，電話番号等），最終学歴，資格，語学レベル，健康状態，既往歴，配偶者の有無，扶養家族，経歴（本制度への応募履歴，職業略歴等），主たる指導者の氏名，共同作業者の氏名，写真撮影者の氏名及び個人の容貌が撮影された写真 	<p>法 5 条 1 号</p>
<p>不開示部分②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修先施設に係る施設名，所在地，電話番号，URL 及び概要（設置者，代表者） 	<p>法 5 条 2 号 イ</p>
<p>文書 2</p> <p>不開示部分③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定研修員の顔写真，印影，生年月日，年齢，国籍，本籍地，連絡先（勤務先又は学校名，現住所，電話番号等），最終学歴，資格，語学レベル，健康状態，既往歴，配偶者の有無，扶養家族，経歴（本制度への応募履歴，職業略歴等），主たる指導者の氏名及び推薦者の氏名（役職，肩書等） 	<p>法 5 条 1 号</p>
<p>不開示部分④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修先施設に係る施設名，所在地，電話番号，URL 及び概要（設置者，代表者，ディレクターの氏名） 	<p>法 5 条 2 号 イ</p>